

静岡県告示第631号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年10月1日

静岡県知事 鈴木 康友

1 区域の名称

谷下 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番	
浜松市	天竜区	上野	上谷下	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から26号までを順次結んだ線及び標柱1号と26号を結んだ線に囲まれた区域	
				175-1	1号
					2号
				176	3号
				4号	
			大林 谷下	181-1	5号
				93-1	6号
				94-2	7号
			上ノ山	64-1	8号
				54-1	9号
				10号	
		両島	山本	896	11号
				898-1	12号
				888	13号
				14号	
			889-1	15号	
			892-1	16号	
		上野	長末下谷下 谷下	44-1	17号
				68-1	18号
				72	19号
				87-1	20号
				92	21号
				22号	
			86	23号	
			96-4	24号	
			上谷下	175-1	25号
	26号				